

墨田区告示第126号

墨田区立図書館条例（平成27年墨田区条例第48号。以下「図書館条例」という。）に規定する駐車場の施設を使用する者からの使用料の徴収について、下記のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

墨田区長 山本 亨

記

- 1 委託の相手方 株式会社図書館流通センター 代表取締役 谷一 文子  
文京区大塚三丁目1番1号
- 2 委託期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 3 委託時間 月曜日から土曜日 午前9時から午後9時まで  
日曜日及び祝日 午前9時から午後5時まで  
ただし、図書館条例に定める休館日を除く。
- 4 委託年月日 令和7年4月1日